

議案第 106 号

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例案

桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 12 月 17 日提出

桐生市長 荒木 恵司

# 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年桐生市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第18条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第2条 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第18条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

### (委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 議案説明

### 議案第106号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。